

岩手県告示第197号

武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県営武道館の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1又は表2に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、表1又は表2に掲げる額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日

表1 アマチュアスポーツに使用する場合の施設の利用料金

区 分		貸切使用												区分使用	個人使用	
		土曜日及び休日						その他の日								
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合					
		8時か ら12時 まで1 時間ま でごと に	12時か ら17時 まで1 時間ま でごと に	17時か ら21時 まで1 時間ま でごと に	8時か ら12時 まで1 時間ま でごと に	12時か ら17時 まで1 時間ま でごと に	17時か ら21時 まで1 時間ま でごと に	8時か ら12時 まで1 時間ま でごと に	12時か ら17時 まで1 時間ま でごと に	17時か ら21時 まで1 時間ま でごと に	8時か ら12時 まで1 時間ま でごと に	12時か ら17時 まで1 時間ま でごと に	17時か ら21時 まで1 時間ま でごと に			
大道場	小学校児童、生徒及び学生	円 1,060	円 1,330	円 2,220	円 2,130	円 2,670	円 4,440	円 880	円 1,110	円 1,850	円 1,770	円 2,220	円 3,700	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て	円 130	円 650
	一般	2,130	2,670	4,440	4,260	5,330	8,890	1,770	2,220	3,700	3,550	4,450	7,400		350	1,750
柔道場及び剣道場	小学校児童、生徒及び学生	530	660	1,110	1,060	1,330	2,220	440	550	920	880	1,110	1,850	する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て	130	650
	一般	1,060	1,330	2,220	2,130	2,670	4,440	880	1,110	1,850	1,770	2,220	3,700		350	1,750
弓道場	近校的児童、生徒及び学生	570	570	1,140	1,140	1,140	2,290	470	470	960	950	950	1,910	する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て	130	650
	一般	1,140	1,140	2,290	2,290	2,290	4,600	950	950	1,910	1,910	1,910	3,830		350	1,750
	遠校的児童、	280	280	570	570	570	1,140	240	240	470	470	470	960		130	650

	生徒及び学生														た額)		
	一般	570	570	1,140	1,140	1,140	2,290	470	470	960	950	950	1,910	350	1,750		
相撲場	小学校児童、生徒及び学生	230	230	470	460	460	960	190	190	390	380	380	790	130	650		
	一般	460	460	960	920	920	1,910	380	380	790	770	770	1,590	350	1,750		

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 アマチュアスポーツ以外の催しに使用する場合の施設の利用料金

区分	貸切使用												区分ごとに	
	土曜日及び休日						その他の日							
	入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合				
	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで		
大道場	円 42,580	円 66,690	円 88,960	円 63,870	円 100,050	円 133,440	円 35,490	円 55,560	円 74,140	円 53,220	円 83,360	円 111,190	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	
柔道場及び剣道場	21,290	33,330	44,470	31,930	50,020	66,720	17,730	27,780	37,070	26,610	41,690	55,590		
弓道場	近的場	11,470	14,380	23,010	22,970	28,750	46,010	9,560	11,980	19,170	19,130	23,940		38,350
	遠的場	5,740	7,190	11,490	11,470	14,380	23,010	4,770	5,990	9,590	9,560	11,980		19,170
相撲場	4,760	5,760	9,580	9,550	11,490	19,160	3,970	4,780	7,970	7,940	9,590	15,970		

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 4 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表3 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位		利用料金	
				アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催しに使用す る場合
第1会議室		1時間までごとに		円 670	円 1,540
第2会議室		1時間までごとに		270	640
第3会議室		1時間までごとに		250	610
第4会議室		1時間までごとに		250	610
ステージ		1時間までごとに		290	910
トレーニング室	生徒及び学生	1人につき	普通使用（1回につき）	150	830
			回数使用（6回につき）	750	
	一般	1人につき	普通使用（1回につき）	310	830
			回数使用（6回につき）	1,550	
放送設備（アリーナ）		1式1時間までごとに		290	690
放送設備（その他）		1式1時間までごとに		250	610
電光得点盤		1式1時間までごとに		350	690
電光掲示板		1式1時間までごとに		270	530
ピアノ		1台1時間までごとに		550	1,120
机		1台5時間までごとに		30	70
椅子（1人用）		1脚5時間までごとに		20	40
防具		1組1人1回ごとに		130	
バレーボール用具		1式1時間までごとに		30	70
テニス用具		1式1時間までごとに		40	90
ハンドボール用具		1式1時間までごとに		40	90
バドミントン用具		1式1時間までごとに		30	70
卓球用具		1式1時間までごとに		70	140
レスリングマット		1式1時間までごとに		190	400
テント		1張1日までごとに			円 410
ロッカー		1回につき			100
シャワー		1回につき			100
電気料及び暖房料		電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額			

表4 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに200円
----------------

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。